

令和4年4月27日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

三菱地所コミュニティ株式会社に対して、マンション管理適正化法に基づく指示を行いました。

本日、近畿地方整備局は、マンション管理業者である三菱地所コミュニティ株式会社に対して、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理組合に損害を与えたことについて指示を行いました。

詳細については、別添資料のとおりです。

＜取扱い＞ 令和4年4月27日 15時30分 解禁

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第二課

課長 にしおか ひろゆき 西岡 宏之（内線6651）

課長補佐 たかだ よういちろう 高田 陽一郎（内線6652）

電話 06-6942-1141（代表）
06-6942-1074（夜間直通）

令和 4 年 4 月 27 日
近畿地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

三菱地所コミュニティ株式会社のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長は本日、同社に対し監督処分を下記のとおり行った。

記

1. 処分の内容

法第 81 条の規定に基づく指示処分

（１）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員並びに同社の従業員全てに対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 法や関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員並びに同社の従業員全てに対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

（２）前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を令和 4 年 5 月 27 日までに文書をもって報告すること。

また、令和 5 年 4 月 27 日までの 1 年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

2. 処分理由

被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合の財産を、被処分者の元従業員による着服により毀損し、当該管理組合に損害を与えた。

このことは、法第 81 条第 1 号の規定に該当するものである。

（参考）三菱地所コミュニティ株式会社

東京都千代田区三番町 6-1 三菱地所コミュニティビル

代表取締役 駒田 久

国土交通大臣（４）第 031049 号